

福井県選挙管理委員会告示

号 96 第外号
年 4 月 12 月
令 和 1 日(木)
行 火 曜 日 発

選挙権有する者数

- 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (一一四)
- 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (一一五)
- 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数 (一一六)

— 三 次 —

令和4年12月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

12,657

福井県選挙管理委員会告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和4年12月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

172,140

福井県選挙管理委員会告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和4年12月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

選挙区の名称	選署に必要な選挙権を有する者の数
福井市	71,520
敦賀市	17,723
小浜市三方郡三方上中郡	14,440
大野市	8,880
勝山市	6,273
鯖江市	18,827
あわら市	7,656
越前市今立郡南条郡	25,072
坂井市	24,733
吉田郡	5,080
丹生郡	5,779
大飯郡	4,968